

訪問看護・介護・介護予防訪問看護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

＜令和 7 年 6 月改訂版＞

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、熊本県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社 たすく
主たる事務所の所在地	〒860-0831 熊本県熊本市中央区八王寺町47-22ASKビル202
代表者（職名・氏名）	代表社員 古庄 祐裕
設立年月日	令和 3 年 4 月 2 6 日
電話番号	0 9 6 － 3 7 0 － 0 0 8 1

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションたすく	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒860-0831 熊本県熊本市中央区八王寺町47-22ASKビル202	
電話番号	0 9 6 － 3 7 0 － 0 0 8 1	
指定年月日・事業所番号	令和 3 年 8 月 1 日指定	4 3 6 0 1 9 1 7 4 8
管理者の氏名	荒田 泰子	
通常の事業の実施地域	熊本市中央区・東区・西区・南区・北区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護訪問看護・介護予防訪問看護は、病気や障がいをかかえながら生活されている利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、介護福祉士(以下「訪問看護職員」といいます。)がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで 年末年始（12月29日から1月3日）、夏季(8月15日から20日)を除きます。 上記期間や土曜日、日曜日は原則休みですが、必要に応じ対応致します。
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで ただし、ご利用者の希望に応じて、サービスの提供は、24時間対応可能な体制を整えております。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
管 理 者	常勤 1 人	看 護 師	常勤 1人 非常勤 2 人
保 健 師	非常勤 1 人	作業療法士	常勤 1 人
理学療法士	常勤 1 人		

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(訪問看護職員)及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 荒田 泰子
訪問看護職員の氏名	

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、各ご利用者様の所得に応じ変わります。原則として基本利用料の1割の額になりますが、2割又は3割の負担額の場合もございますのでご確認ください。

また、法改訂による価格変動もございますので、最新の基本利用表の資料をご確認ください。

(1) 訪問看護の利用料 【基本部分：医療】

訪問看護療養費			利用者負担金
			1 割負担
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1 日 1 回につき)	週3日まで	¥5,550	¥555
	週4日目以降	¥6,550	¥655
訪問看護基本療養費(Ⅱ)同施設同日2人以内		基本療養費(Ⅰ)の料金と同一	
訪問看護管理療養費	月の初日	¥7,670	¥767

	2 日目以降 (別表 7 又は 8 に該当)	¥3, 000	¥300
	2 日目以降(上記非該当)	¥2, 500	¥250
ターミナルケア療養費Ⅰ		¥25, 000	¥2, 500
ターミナルケア療養費Ⅱ		¥10, 000	¥1, 000
情報提供療養費(1 月につき)※1		¥1, 500	¥150
訪問看護基本療養費(Ⅲ) 在宅療養に備えた外泊時(入院中に 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に 2 回)		¥8, 500	¥850
遠隔死亡診断補助加算		¥1, 500	¥150
訪問看護医療 DX 情報活用加算(月 1 回)		¥500	¥50
緩和、褥瘡、人工肛門・膀胱ケアの専門看護師		¥12, 850	¥1, 285
病気やご希望の契約により下記の料金が加算されます			
24 時間対応体制加算(24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合)		¥6, 800	¥680
24 時間対応体制加算		¥6, 520	¥652
特別管理加算 (1 月につき)	月 1 回※2	¥5, 000	¥500
	月 1 回※3	¥2, 500	¥250
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回の訪問	¥4, 500	¥450
	1 日 3 回以上の訪問	¥8, 000	¥800
複数名訪問看護加算	看護師(週 1 回)	¥4, 500	¥450
	准看護師(週 1 回)	¥3, 800	¥380
	その他職員(週 3 回)1 日 1 回※6	¥3, 000	¥300
	その他職員 2 回	¥5, 400	¥540
	その他職員 3 回以上	¥9, 000	¥900
長時間訪問看護加算 (90 分以上の訪問看護を行った場合)	週 1 回まで※2. 3. 4 厚生労働省が定める状態の場合は週 3 回まで※5	¥5, 200	¥520
退院時共同指導加算(1 月につき) (利用者の状態に応じ月 2 回を限度)		¥8, 000	¥800
緊急時訪問看護加算	1 日につき/月 14 日目まで	¥2, 650	¥265
	1 日につき/月 15 日目以降	¥2, 000	¥200
特別管理指導加算(退院時)		¥2, 000	¥200
退院支援指導加算(退院日)		¥6, 000	¥600
退院支援指導加算(退院日 長時間の訪問を要する場合)※7		¥8, 400	¥840
在宅患者連携指導加算(1 月につき)		¥3, 000	¥300
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1 月につき 2 回)		¥2, 000	¥200
乳幼児加算(6 歳未満)	1 日につき	¥1, 500	¥150
	1 日につき(厚生労働大臣が定める場合)	¥1, 800	¥180
早朝・夜間加算(6 時～8 時/18 時～22 時)		¥2, 100	¥210
深夜加算(22 時～6 時)		¥4, 200	¥420

※1 人工呼吸器を利用している方又は医療的ケアを必要とする児童で初回のみ(各市町村条件有り)

※2 在宅悪性腫瘍等患者指導管理や在宅気管切開患者指導管理をうけている方、又は、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある方。

※3 在宅酸素や人工呼吸器を使用している状態にある方、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方、重度の褥瘡の状態にある方、点滴注射が必要な状態にある方等。

※4 特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書による訪問看護を受けられる方

※5 厚生労働大臣が定める状態の方

15歳未満の(準)超重症児、又は、15歳未満の小児で上記※2.3に該当する方等。

※6 その他職員：看護師等又は看護補助者

※7 上記※2.3.4.5に該当し、かつ退院日の退院支援指導が90分を超えた場合又は複数回の退院時の合計時間が90分を超えた場合。

(2) 訪問看護の利用料 【基本部分：精神科医療】

精神科訪問看護基本療養費						料金 (10割)	利用者 負担金 1割	
精神科 訪問看護 基本療養費	(Ⅰ)	保健師、看護師、 作業療法士による 訪問		週3日まで	30分以上	¥5,550	¥555	
					30分未満	¥4,250	¥425	
				週4日以降	30分以上	¥6,550	¥655	
					30分未満	¥5,100	¥510	
		准看護師による 訪問		週3日まで	30分以上	¥5,050	¥505	
					30分未満	¥3,870	¥387	
				週4日以降	30分以上	¥6,050	¥605	
					30分未満	¥4,720	¥472	
	(Ⅲ)	同一建 物への 訪問	看護師等 2人 /同一日	週3日まで	30分以上	¥5,550	¥555	
					30分未満	¥4,250	¥425	
				週4日以降	30分以上	¥6,550	¥655	
					30分未満	¥5,100	¥510	
			看護師等 3人以上 /同一日	週3日まで	30分以上	¥2,780	¥278	
					30分未満	¥2,130	¥213	
				週4日以降	30分以上	¥3,280	¥328	
					30分未満	¥2,550	¥255	
			准看護師 2人 /同一日	週3日まで	30分以上	¥5,050	¥505	
					30分未満	¥3,870	¥387	
				週4日以降	30分以上	¥6,050	¥605	
					30分未満	¥4,720	¥472	
			准看護師 3人/ 同一日	週3日まで	30分以上	¥2,530	¥253	
					30分未満	¥1,940	¥194	
				週4日以降	30分以上	¥3,030	¥303	
					30分未満	¥2,360	¥236	
	(Ⅳ)	入院中の外泊時の訪問 (1回) ※別表第7又は別表第8の者は2回					¥8,500	¥850
訪問看護 管理療養費	月の 初回日	機能強化型 (Ⅰ)					¥13,230	¥1,323
		機能強化型 (Ⅱ)					¥10,030	¥1,003
		機能強化型 (Ⅲ)					¥8,700	¥870
		(Ⅰ)～(Ⅲ)以外					¥7,670	¥767
	2日目以降(別表7又は8に該当)					¥3,000	¥300	
	2日目以降(上記非該当)					¥2,500	¥250	
訪問看護情報提供療養費(Ⅰ)※市町村及び都道府県、保健所						¥1,500	¥150	
訪問看護情報提供療養費(Ⅱ)※保育所、幼稚園、諸学校								
訪問看護情報提供療養費(Ⅲ)※保険医療機関等								
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ						¥25,000	¥2,500	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ(施設等で看取り介護加算算定時)						¥10,000	¥1,000	

基本療養費以外 各種加算			料金 (10 割)	利用者 負担金 1 割
24 時間対応体制加算 (24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合)			¥6,800	¥680
24 時間対応体制加算 (上記以外)			¥6,520	¥652
精神科緊急訪問看護加算 (1 日につき/月 14 日目まで)			¥2,650	¥265
精神科緊急訪問看護加算 (1 日につき/月 15 日目以降)			¥2,000	¥200
特別管理加算 (/月)	Ⅰ		¥5,000	¥500
	Ⅱ		¥2,500	¥250
精神科複数回訪問加算	同一建物内 1 人～2 人	2 回/日	¥4,500	¥450
		3 回以上/日	¥8,000	¥800
	同一建物内 3 人以上	2 回/日	¥4,000	¥400
		3 回以上/日	¥7,200	¥720
複数名精神科訪問看護加算 (Ⅰ)	看護師等	1 回/日	¥4,500	¥450
		2 回/日	¥9,000	¥900
		3 回以上/日	¥14,500	¥1,450
	准看護師	1 回/日	¥3,800	¥380
		2 回/日	¥7,600	¥760
		3 回以上/日	¥12,400	¥1,240
	看護補助者、精神保健福祉士		¥3,000	¥300
複数名精神科訪問看護加算 (Ⅱ)	看護師等	1 回/日	¥4,000	¥400
		2 回/日	¥8,100	¥810
		3 回以上/日	¥13,000	¥1,300
	准看護師	1 回/日	¥3,400	¥340
		2 回/日	¥6,800	¥680
		3 回以上/日	¥11,200	¥1,120
	看護補助者、精神保健福祉士		¥2,700	¥270
長時間精神科訪問看護加算 (週 1 回)			¥5,200	¥520
退院時共同指導加算			¥8,000	¥800
特別管理指導加算			¥2,000	¥200
退院支援指導加算	90 分未満 ※1		¥6,000	¥600
	90 分超 ※2		¥8,400	¥840
在宅患者連携指導加算			¥3,000	¥300
在宅患者緊急時等カンファレンス加算			¥2,000	¥200
夜間・早朝訪問看護加算			¥2,100	¥210
深夜訪問看護加算			¥4,200	¥420
看護・介護職員連携強化加算			¥2,500	¥250
遠隔死亡診断補助加算			¥1,500	¥150
訪問看護医療 DX 情報活用加算 (月 1 回)			¥500	¥50
専門管理加算 (月 1 回)			¥2,500	¥250
精神科重症患者支援管理連携加算		(イ)	¥8,400	¥840
		(ロ)	¥5,800	¥580

※1 厚生労働大臣が定める疾病等(別表 7 又は別表 8)に該当し、退院日の訪問看護が主治医より必要と認められた方

※2 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者(精神科特別指示の対象)に対し、退院支援指

導が 90 分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合。

(3) 訪問看護の利用料 【基本部分：介護】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1 回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注 1. 3）参照	利用者負担金 ※（注 2）参照
		1割負担
20 分未満	¥3, 140	¥314
20 分以上 30 分未満	¥4, 710	¥471
30 分以上 1 時間未満	¥8, 230	¥823
1 時間以上 1 時間 30 分未満	¥11, 280	¥1, 128

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※（注 1. 4）参照	利用者負担金 ※（注 2）参照
		1割負担
1 回につき	¥2, 940	¥294

※理学療法士等(理学療法士・作業療法士・言語療法士)によるサービス上限は「週 6 回」です。

(注 1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。詳細は最新の基本利用表の資料をご確認下さい

(注 2) 自己負担額は負担割合で異なります。「介護保険負担割合証」をご確認ください。
(例: 2割負担の方は「基本利用料×2」、3割負担の方は「基本利用料×3」)
また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注 3) 訪問する看護師が准看護師の場合は 90/100 に相当する金額となります。

(注 4) 理学療法士等が 1 日に 2 回を超えて訪問看護を行う場合、1 回につき所定単位数に 90/100 に相当する金額となります。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本利用料 (円)	利用者負担金(円)
			1割
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1 月につき）	¥5, 000	¥500
特別管理加算Ⅱ		¥2, 500	¥250
複数名訪問加算 (Ⅰ)	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対し 30 分未満の訪問看護を行った場合（1 回につき）	¥2, 540	¥254
	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対し 30 分以上の訪問看護を行った	¥4, 020	¥402

	場合（１回につき）		
複数名訪問加算 （Ⅱ）	同時に看護師と看護補助者が１人の利用者に対し３０分未満の訪問看護を行った場合（１回につき）	¥2,010	¥201
	同時に看護師と看護補助者が１人の利用者に対し３０分未満の訪問看護を行った場合（１回につき）	¥3,170	¥317
緊急時訪問看護 加算 （Ⅰ）	利用者又はその家族から電話等により、看護に対する意見を求められた場合に常時対応できる体制で、かつ緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合（１月につき）	¥6,000	¥600
緊急時訪問看護 加算 （Ⅱ）	利用者又はその家族から電話等により、看護に対する意見を求められた場合に常時対応できる体制（１月につき）	¥5,740	¥574
長時間訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対し９０分以上の訪問看護を行った場合（１回につき）	¥3,000	¥300
初回加算Ⅰ	新規利用者に対して、退院した日に初回のサービスを行った場合（１月につき１回）	¥3,500	¥350
初回加算Ⅱ	新規利用者に対して、退院した日の翌日以降に初回のサービスを行った場合（１月につき１回）	¥3,000	¥300
退院時共同指導 加算	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、内容を提供した場合（退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする者の場合２回）に限り）	¥6,000	¥600
ターミナルケア 加算	利用者の死亡日前１４日以内に２回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき１回・介護のみ）	¥25,000	¥2,500
遠隔死亡診断 補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合（該当月に１回・介護のみ）	¥1,500	¥150
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は、特定行為研修を終了した看護師が行った場合（１月に月１回）	¥2,500	¥250
口腔連携強化 加算	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、該当評価結果の情報提供を行った場合	¥500	¥50

夜間・早朝、 深夜加算	夜間（１８時～２２時）又は、早朝（６時～８時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の２５％	
	深夜（２２時～翌朝６時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の５０％	
サービス提供体制強化加算	Ⅰ：看護師等の勤続年数の７年以上の者の占める割合が３０／１００以上 Ⅱ：看護師等の勤続年数の３年以上の者の占める割合が３０／１００以上	Ⅰ：６単位/回 Ⅱ：３単位/回	Ⅰ：¥６/回 Ⅱ：¥３/回

（４）介護予防訪問看護の利用料

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注１．３）参照	利用者負担金 ※（注２）参照
		１割負担
２０分未満	¥３，０３０	¥３０３
２０分以上３０分未満	¥４，５１０	¥４５１
３０分以上１時間未満	¥７，９４０	¥７９４
１時間以上１時間３０分未満	¥１０，９００	¥１，０９０

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※（注１．４．５）参照	利用者負担金 ※（注２）参照
		１割負担
２０分未満	¥２，８４０	¥２８４

※理学療法士等(理学療法士・作業療法士・言語療法士)によるサービス上限は「週６回」です。

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。詳細は最新の基本利用表の資料をご確認下さい。

（注２）自己負担額は負担割合で異なります。「介護保険負担割合証」をご確認ください。
（例：２割負担の方は「基本利用料×２」、３割負担の方は「基本利用料×３」）
また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなります。詳しくは最新の価格表を参照ください。

（注３）訪問する看護師が准看護師の場合は９０／１００に相当する金額となります。

（注４）理学療法士等が１日に２回を超えて訪問看護を行う場合、１回につき所定単位数に５０／１００に相当する金額となります。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本利用料 (円)	利用者負担金
			１割
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（１月につき）	¥５，０００	¥５００

特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	¥2,500	¥250
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	¥2,540	¥254
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	¥4,020	¥402
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ）	利用者又はその家族から電話等により、看護に対する意見を求められた場合に常時対応できる体制で、かつ緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合（1月につき）	¥6,000	¥600
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅱ）	利用者又はその家族から電話等により、看護に対する意見を求められた場合に常時対応できる体制（1月につき）	¥5,740	¥574
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	¥3,000	¥300
初回加算Ⅰ	新規利用者に対して、退院した日に初回のサービスを行った場合（1月につき1回）	¥3,500	¥350
初回加算Ⅱ	新規利用者に対して、退院した日の翌日以降に初回のサービスを行った場合（1月につき1回）	¥3,000	¥300
退院時共同指導加算	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、内容を提供した場合（退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り）	¥6,000	¥600
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は、特定行為研修を終了した看護師が行った場合（1月に月1回）	¥2,500	¥250
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、該当評価結果の情報提供を行った場合	¥500	¥50
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	基本利用料の50%	
サービス提供体制強化加算	Ⅰ：看護師等の勤続年数の7年以上の者の占める割合が30/100以上 Ⅱ：看護師等の勤続年数の3年以上の者の占める割合が30/100以上	Ⅰ：6単位/回 Ⅱ：3単位/回	Ⅰ：¥6/回 Ⅱ：¥3/回

【減算】 以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
1. 業務継続計画未実施減算	感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合	所定単位数の1/100
2. 高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の1/100
3. 理学療法士等による訪問の場合	以下のいずれかに該当する場合 ・前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている ・緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない	理学療法士等の訪問所定単位より、1回につき8単位を減算
4. 理学療法士等による介護予防訪問の場合	①12月を超えて行う場合 ②上記第3項に該当する場合	理学療法士等の訪問所定単位より、1回につき減算 ①5単位 ②15単位
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の10%
	・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者の人数が1月あたり、50人以上の場合	上記基本部分の15%

【その他費用】

内 容		金額
交通費 (医療保険のみ・1回につき)	当事業所より10km未満	¥300
	当事業所より10km以上	¥500
訪問が90分以上の場合		¥1,500
年末年始並びに夏季休暇の訪問 (1時間)		¥1,500
制限回数以上の訪問の場合 (1時間)		¥5,000
死後のケア料		¥10,000
※1. 同日内の複数回訪問時の交通費は2回目以降は「¥100」になります。		
※2. 緊急訪問の場合の交通費はタクシー料金をいただきます。		
※3. 看護内容により必要が生じた場合、使用する物品費用は実費負担となります。		
※4. 訪問の場合、近隣駐車場の使用料金は実費負担となります。		

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合や、事前連絡なく訪問時不在の場合は、キャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変などや、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定当日に何の連絡も無い場合	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前日(営業時間内)までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 支払い方法

利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受け確認ができた後、10日以内に差し上げます。

また、お振り込みによるお支払いも可能ですので、必要な方はご相談ください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は翌営業日の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 銀行 支店 普通口座
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。
口座振込	ご希望される方はご相談ください。

(5) 介護保険から医療保険への適用保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、以下の場合は、介護保険から医療保険へ切り替えて訪問致します。

I. 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症
- ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症
- ⑨パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺, 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)
- ⑩多系統萎縮症(線条体黒質変性症, オリーブ橋小脳萎縮症 及びシャイ・ドレーガー症候群
- ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態 など

II. 主治医より、急性増悪や退院直後等の事由で特別訪問看護指示書が交付された場合

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、指示を求める等、必要な措置を講じます。

また、看護師等以外の従事者が、利用者又はその家族からの電話による連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告し、報告を受けた看護師等は報告内容を記録し、看護に関する意見を求められた場合の対応や、緊急の訪問看護の必要性の判断を速やかに行います。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	()

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 業務継続計画（自然災害及び感染症等）における対応法

事業所は、地震、台風、豪雨等の天災、感染症等その他やむを得ない事情によりサービスの実施が出来なくなった場合には、当該サービスを提供すべき義務を負いません。

しかしながら、当事業所において、災害及び感染症に係る業務継続計画を策定し、計画に準じ災害発生から可能な限り早期のサービス再開に努めます。

重ねて、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に務めます。また、事業所内において感染症がまん延しないように次の各号にあげる措置を講じます。

- (1) 災害や感染症に対する業務継続計画や感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を設置、研修や訓練を定期的で開催し結果を従業者へ周知徹底を計ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備し、重ねて、感染症及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 訪問の際に発熱及び咳症状等、感染リスクが生じている場合には感染対策の上で対応します。必要に応じ感染有無の確認や訪問の中断、キャンセルが可能です。
- (4) 災害や感染症等のやむを得ない事情により、当事業所におけるサービスの実施が出来なくなった場合は、各関連機関（市町村、居宅や主治医等）や、熊本県下訪問看護連絡協議会へ協力を仰ぎ、当事業所におけるサービス再開までの間、支援を賜る体制をとっております。
- (5) 災害や感染症等における緊急事態の際、協力する機関や事業所と情報を共有する際に必要な場合は必要最小限の個人情報の提供を行います。提供の際は、関係者以外の者に漏れる事の無い様に細心の注意を払い、使用が必要な際には、使用目的及び使用先等内容をお伝えいたします。

12. 虐待・ハラスメント・身体拘束等防止に関して

事業所は利用者やご家族、訪問者の人権の擁護、虐待やハラスメントの発生又はその再発を予防するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待やハラスメントの為の対策を検討する委員会を設立し担当者を設置し、定期的
に開催します。また、その結果を従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待、ハラスメントの為の指針を整備し、定期的な研修を実施します。
- (3) サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見
した場合は速やかに市町村に通報、対応するものとします。
- (4) ハラスメントの事実がある場合には、事実を確認したうえで、再発予防に努め、そ
の後もし生じていた場合には契約を終了することができます。
- (5) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を
除き、身体拘束を行ってはならない事とし、身体拘束等を行う場合には、その態様及
び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものと
します。

13. 苦情相談窓口・緊急連絡窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 096-370-0081 当事業所の相談室 担当：荒田 泰子
緊急連絡窓口	電話番号 090-1798-9572

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	熊本市健康福祉局高齢者支援部 介護事業指導課	電話番号 096-328-2793
	熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	電話番号 096-214-1101

14. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は「各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金
銭に関する取扱い」業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- (2) 感染予防も踏まえ、訪問職員に対し、贈り物や飲食物の提供等は固くお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに
担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡く
ださい。
- (4) 当事業所は、看護学生の実習を受け入れております。医療看護教育へのご理解とご協力
をお願い致します。
実習に関して、事前に受け入れ可否のご相談をさせていただきます。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	事業所名	訪問看護ステーションたすく
	所在地	熊本市中央区八王寺町 47-22ASK ビル 202
	事業所番号	4360191748
	事業者（法人）名	合同会社 たすく
	代表者職・氏名	代表社員 古庄 祐裕 印

説明者職・氏名	印
---------	---

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名	印
-----	---

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名	印
-----	---